

平成23年度法改正対策

— 特別講演会 —

法改正のツボ (論文編)

【配布資料】

担当講師：小松 純講師

< 無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。 >

1. イノベーションのオープン化への対応

(1) 通常実施権等の対抗制度の見直し

【関連法域】：特許法、実用新案法、意匠法
①当然対抗要件の導入 【関連条文】：特 34 条の 5（実 4 条の 2 第 3 項で準用、意 5 条の 2 第 3 項で準用）、特 99 条（実 19 条 3 項で準用、意 28 条 3 項）
②仮通常実施権の新設 【関連条文】：実 4 条の 2（新設）、意 5 条の 2（新設）

上記①について：商標法第 31 条 4 項及び 5 項参照

(2) 冒認出願等に係る救済措置の整備

【関連法域】：特許法、実用新案法、意匠法
①移転請求権の創設 【関連条文】：特 74 条（新設）、実 17 条の 2（新設）、意 26 条の 2（新設）
②冒認者等からの特許権の譲受人等の保護 【関連条文】：特 79 条の 2（新設）（実 26 条で準用）、意 29 条の 3
③その他改正条文 【関連条文】：特 123 条 1 項 2 号及び 6 号カッコ書（実 37 条 1 項 2 号及び 5 号カッコ書、意 48 条 1 項 1 号及び 3 号カッコ書）、特 104 条の 3 第 3 項（新設）（実 30 条で準用、意 41 条で準用）、旧 39 条 6 項（削除）

2. 紛争の迅速・的確な解決のための審判制度等の見直し

(1) 審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

【関連法域】：特許法
① キャッチボール制度の見直し 【関連条文】：旧特 126 条 2 項ただし書き（削除）、旧特 181 条 2 項乃至 4 項（削除）、旧特 134 条の 3 第 2 項乃至 5 項（削除）
② 訂正請求時期の追加 【関連条文】：特 134 条の 2 第 1 項柱書、特 164 条の 2（新設）、特 156 条 2 項（新設）

(2) 審決の確定の範囲等に係る規定の整備

【関連法域】：特許法、実用新案法、意匠法、商標法
【関連条文】：特 126 条 2 項乃至 4 項（改訂、新設）、特 134 条の 2 第 2 項及び 3 項、7 項乃至 9 項（新設、改訂）、特 167 条の 2（新設）（実 41 条で準用、意 58 条 2 及び 3 項で準用）、商 55 条の 3（新設）、特 180 条 2 項（新設）（実 47 条 2 項で準用、商 63 条 2 項で準用）、特 182 条（実 47 条 2 項で準用、意 59 条 2 項で準用、商 63 条 2 項で準用）

(3) 無効審判の確定審決の第三者効の廃止

【関連法域】：特許法、実用新案法、意匠法、商標法
【関連条文】：特 167 条（実 41 条で準用、意 52 条で準用、商 56 条 1 項で準用）

(4) 再審の訴え等における主張の制限

【関連法域】：特許法、実用新案法、意匠法、商標法
【関連条文】：特 104 条の 4（新設）（実 30 条で準用、意 41 条で準用）、商 38 条の 2（新設）

3. 制度の利便性向上のための料金・手続の見直し

(1) 発明の新規性喪失の例外規定の見直し

【関連法域】：特許法、実用新案法、意匠法、商標法
【関連条文】：特 30 条（実 11 条で準用）、意 4 条、商 9 条

(2) 出願人・特許権者の救済手続の見直し

【関連法域】：特許法、実用新案法、意匠法、商標法
【関連条文】：特 36 条の 2、特 184 条の 4 第 4 項及び 5 項（新設）、実 48 条の 4 第 4 項及び 5 項（新設）、特 112 条の 2、実 33 条の 2、意 44 条の 2、商 21 条 1 項、商 65 条の 3 第 3 項、商附則 3 条 3 項

(3) 商標権消滅後一年間の登録排除規定の廃止

【関連法域】：商標法
【関連条文】：旧商 4 条 1 項 13 号（削除）、旧商 4 条 4 項（削除）

(4) 料金の見直し

【関連法域】：特許法、意匠法
【関連条文】：特 109 条、意 42 条

